(経済産業委員会)

私 的 独 占 の 禁 止及び 公 正 取 引 の 確 保 に 関 す る 法 律 の 部 を改正する法 律 案 閣 法第四八号)(衆

議院送付)要旨

本 法 律 案 ば、 公 正 か っ 自 由 な 競 争の 促 進 に よる 国 民 経 済 の 層 の 発 展に . 資 す る ため、 大規 模 会 社 の 株 式 保

有 総 額 の 制 限 の 廃 止 等を行うととも に、 書 類 の 送 達 規 定 等 に つ い て 規 定 の 整 備 を 义 ָרו י 併 せ τ 法 人 等 に 対 す

る 罰 金 の 額 を 引 う き 上 げ る 等 の 措 置 を 講じ ようとする ŧ の で あ וֹ) そ の 主 な 内 容 は 次 の ع お IJ で あ る。

会 社 に ょ る 株 式 保 有 の 制 限 に 関 する改 正

1 事 業 支 配 力 が 過 度 に 集 中 す ることとなる会社 の 設 立 の 禁 止 等

現 行 の 持 株 会 社 設 立 の 禁 止 規 定を事 業支配 力が 過 度 に 集中することとなる会社の設立等を禁止する規

定に改める。

2 大規模会社の株式保有総額の制限の廃止

大規 模 (会社(資本額が三百五十億円以上又は純資産 額が千四百億円以上の金融業以 外の株式会社)が、

自己資本額又は純資産 額 のいい ずれか多い 額を超えて、 他 の 国 内 の 会社の株式を取得 ŕ 又は所有するこ

لح を 禁 止 す る 規 定 を 廃 止 す る。

3 銀 行 及 び 保 険 会 社 の 議 決 権 保 有 の 制 限

金 融 会 社 が 他 の 玉 内 の 会 社 の 総 株 主 の 議 決 権 の 五 % $\overline{}$ 保 険 会社は + <u>%</u> を 超 えて 保有することの禁止

規 定 に つ ĺ١ て、 そ の 規 制 の 対 象 を 銀 行 業 ع 保 険 業 の み とす る。

1 書 類 の 送 達 規 定 の 整 備

書

類

の

送

達

規

定

等

に

つ

11

て

の

規

定

の

整

備

及

び

法

人

等

に

対

す

る罰

金 の

上

限

額

の

引

上

げに

関

する改

正

(3)(2)(1) 送 達 す ベ き 書 類 は 独 占 禁 止 法 に 規 定 す る も の の ほ か、 公 正 取 引 委 員 会 規 則 で 定 め る。

書 類 の 送 達 に つ l١ て、 民 事 訴 訟 法 第 百 八 条 $\overline{}$ 外 玉 に お け る 送 達 等 の 規 定 を 新 た に 準 用 す る。

送 達 を 受 け るべ き 者 の 住 所、 居 所 そ の 他 送 達 を す ベ き 場 所 が 知 れ な しし 場 合等に お い て、 公 正 取 引 委

員 会 が 公 示送 達 をすることができることとする。

2 既 往 の 違 反 行 為 に対 する措置 規 定 の 対 象 行 為 の 追 加

独 占 禁 止 法 違 反行 為 が既 に なくなっ て ١١ る場合でも、 特に必要があると認めるときは、 違反行為が排

除さ れたことを確保するために必要な措置 を命ずることができる違反行為として、 事業者団 体に ょ る

定の事業分野における事業者の数の制限行為等を加える。

3 法人等に対する罰金の上限額の引上げ

私的独占、 不当な取引制限等の違反について、 法人等に対する罰金の上限額を五億円に引き上げる。

三その他

1 この法律は、 公布の日から起算して六月を超えない 範囲内におい て政令で定める日から施行する。 た

だし、二については、 公布の日から起算して一 月を経過した日から施行する。

2 この法律の施行に関 U 必要な経過措置を定めるとともに、 関係法律について所要の改正を行う。